

土壤汚染対策法の届出対象の 見直しについての考え方

平成27年1月26日

環境省 水・大気環境局 土壤環境課

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 →汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
 →土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
 →土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

土地の形質の変更の際の届出等の制定の背景（法第4条）

有害物質使用特定施設の敷地以外の自主調査に係る土壤汚染の発見の増加。
（調査件数7,039件のうち、3,206件で汚染があり、その88%が自主調査であった。）

土壤環境センターが会員企業166社を対象に、平成19年度の受注調査
（元請の調査・対策で土壤採取によるもの）について、調査（123社が回答）



土壤汚染地については情報の開示、適切かつ確実な管理・対策が必要。



法第4条の制定

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更は大量の土砂の搬出や土地の形質の変更に伴う汚染の拡散の契機になることから、これを機会に、土地利用の履歴等を調べて、土壤汚染の可能性が高いと認める場合は土壤汚染調査を実施。

土地の形質の変更の際の調査に係る仕組み

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき、土壤汚染状況調査の実施命令を発出できる。

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更
に着手する30日前までに都道府県知事等へ届出

【届出内容】

- ・所在地、場所、着手予定日、規模
- ・図面

都道府県知事等による汚染の
おそれの基準の該当性判断

【省令で定める基準】

- ・土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ・特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ・特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地
- ・特定有害物質を貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地

調査命令の発出
(有害物質を特定した上で命令)

調査実施

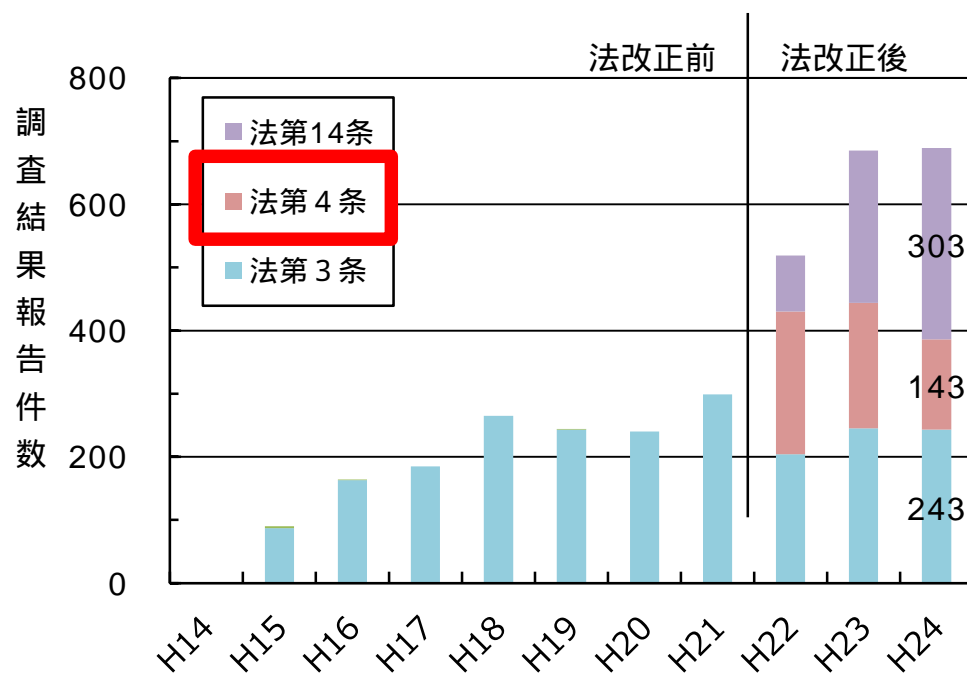
結果の報告

土壤溶出量基準：地下水等摂取リスクを考慮（25項目）

土壤含有量基準：直接摂取リスクを考慮（9項目）

土壌汚染状況調査結果報告件数（調査契機別）

- 平成22年度以降、年間調査結果報告件数が増加。
平成24年度：689件、累計：3,380件
（法改正により、形質変更届出と自主調査申請が追加されたため）
- 形質変更届出件数約1万件（年間）のうち、約1～2％に調査命令。



		H24	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	1,233	9,051
	調査結果報告件数	243	2,174
	一時的免除件数	970	7,213
	小計	1,213	9,387
法第4条	形質変更届出件数	9,949	30,289
	調査命令件数	126	576
	調査結果報告件数	143	568
法第5条	調査命令発出件数	0	5
	同上の調査結果報告件数	0	5
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0
法第14条	申請件数（調査結果報告件数）	303	633
調査結果報告件数合計		689	3,380

累計は旧法による調査結果も含む。

区域指定に関する規制

調査の結果、基準不適合であれば、要措置区域等に区域指定しリスク管理する。

要措置区域等内の土壌を当該区域外へ搬出することは、汚染の拡散をもたらす可能性があり、汚染土壌の処理は汚染土壌処理業者に委託しなければならない。

- 要措置区域 : 土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な土地
- 形質変更時
要届出区域 : 土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な土地

要措置区域等指定の状況

- 要措置区域等の指定件数累計は1,191件
（内訳 要措置区域：約 2 割、形質変更時要届出区域：約 8 割）
- 土地形質変更届出や自主調査による申請での区域の指定は、約 8 ~ 9 割が形質変更時要届出区域

調査契機	平成24年度					累計				
	要措置区域		形質変更時 要届出区域		指定区域 合計	要措置区域		形質変更時 要届出区域		指定区域 合計
	件数	割合	件数	割合	件数	件数	割合	件数	割合	件数
有害物質使用特定施設の廃止（法第3条）	32	24%	100	76%	132	89	27%	245	73%	334
土地形質変更届出（法第4条）	10	16%	51	84%	61	43	15%	253	85%	296
都道府県知事等による健康被害の生じるおそれ（法第5条）	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
自主調査による申請（法第14条）	29	11%	240	89%	269	64	12%	483	88%	547
有害物質使用特定施設の廃止及び自主調査による申請	0	0%	1	100%	1	0	0%	2	100%	2
土地形質変更届出及び自主調査による申請	1	33%	2	67%	3	1	8%	11	92%	12
合計	72	15%	394	85%	466	197	17%	994	83%	1,191

今回のご提案

形質変更時の届出要件の見直し

3,000㎡以上の土地の形質変更（建物の解体を含む）を行う場合であっても、工業専用地域では、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取するという健康リスクが低いため、工業専用地域の土地において行われる土地の形質の変更であって、以下の要件を満たす場合、届出を不要とすべき。

土壌を敷地外に搬出しないこと

土壌の飛散・流出を伴う土地の形質の変更でないこと

今回のご提案に対する環境省の考え方

今回のご提案に対する課題及び課題ごとの要検討事項

課題	要検討事項
<ul style="list-style-type: none">工業専用地域及びその周辺の地域で将来に渡って周辺住民が地下水を飲用するおそれがないとは言えない。	<ul style="list-style-type: none">地下水を周辺で飲用していない地域（将来に渡って継続されることを含む）であることをどのように担保するのか、その確認方法について検討が必要。
<ul style="list-style-type: none">掘削土壌を敷地外に搬出しない場合でも、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる、敷地内及び周辺地域への汚染の拡散のリスクがある。	<ul style="list-style-type: none">土壌を搬出しないこと及び帯水層に接しない工事であることの行政機関による確認方法について検討が必要。
<ul style="list-style-type: none">汚染地下水の流出が判明した場合には、速やかに対処しなければならないが、区域指定されていないため、周辺住民に対する周知や行政による措置の指示ができない。	<ul style="list-style-type: none">形質変更を中止し、汚染原因の特定のための調査命令を発出することについて検討が必要。

なお、有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）や、将来搬出を伴う3,000m²以上の土地の形質の変更を行う際に土壌汚染のおそれがある場合（法第4条）には、土壌汚染状況調査が必要になる。

今回のご提案に対する環境省の考え方

環境省の考え方

土壌汚染対策法においては、特定有害物質による汚染状況を把握した上でリスク管理を実施する仕組みとなっているところ、形質変更時の届出要件の見直しに係るご提案については、前記の課題があると考えられるため、まずは関係者のご意見をよく伺ってまいりたい。